

「社会保障法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

社会保障法

第一条

この法令を「仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報による告示日の翌日から施行する。ただし第二編第二章の規定はこの法令が施行された日から一八〇日後に施行する。また第四〇条の規定はこの法令の施行日から四年後に施行する。

第三条

仏暦二四九七年(西暦一九五四年)社会保障法を廃止する。

この法令の規定と重複している、あるいは矛盾・相反している法規、その他規約がある場合は、この法令を適用する。

第四条

この法令は以下について適用しない。

(一)公務員、中央官庁、地方官庁、地方行政体の常傭雇員、日雇い臨時雇員、時間雇い臨時雇員。ただし月雇い臨時雇員を除く。

[注 / 仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)により改正]

(二)外国政府また国際機関の雇員。

(三)本店が国内にある使用者の被雇用者で、国外駐在勤務する者。

(四)私立学校法に基づく私立学校の教員または校長。

(五)学校、大学または病院の被雇用者である生徒、看護学生、学生または研修医。

(六)勅令で規定する事業またはその他被雇用者。

第五条

この法令において、

「被雇用者(ルーク・チャーン)」とは、呼称がどうであれ、賃金を受け取ることで使用者のために労働する者を意味する。ただし一緒に事業を営めない家内労働に関係する労働を除く。

「使用者(ナーイ・チャーン)」とは、賃金を支払うことで被雇用者を労働させる者のほか、使用者の代行業務を委託された者も意味する。使用者が法人の場合は、法人を代表して業務を行なう者、あるいは法人を代表して業務を行なう者から代行を委託された者を意味する。

「賃金(カー・チャーン)」とは、どんな方法によって支払い計算を規定していても、及びどんな呼称であっても、時間計算または被雇用者の達成した成果に基づく計算により、通常の勤務日及び勤務時間に

おける労働の対償として使用者が被雇用者に支払う金銭を意味する。また、被雇用者が労働しなかった休日、欠勤日に対して使用者が支払う金銭も意味する。

「勤務日(ワン・タムガーン)」とは、被雇用者をして通常の労働に従事させることを規定した日を意味する。

「被保険者(プー・プラカン・トン)」とは、この法令に基づく補償を受け取る権利が生じる積立金を支払う者を意味する。

「出産(ガーン・クロード・ブット)」とは、妊娠期間が二〇週間以上で、その生死のいかんにかかわらず母親が胎児を分娩することを意味する。

「障害(トゥップボン・パーブ)」とは、労働が不可能になるほど身体器官を喪失すること、または身体器官あるいは身体的能力を喪失すること、あるいは精神の平常の働きを失うことを意味する。このとき医事委員会が規定する原則に従う。

「失業(ワーン・ガーン)」とは、雇用契約に基づく使用者と被雇用者の法的関係が終了し、被保険者が働けないことを意味する。

「基金(ゴートウン)」とは、社会保障基金を意味する。

「事務局(サムナックガーン)」とは、社会保障事務局を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、社会保障委員会を意味する。

「委員(カマカーン)」とは、社会保障委員を意味する。

「係官(パナックガーン・チャオナーティー)」とは、この法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「事務局長(レーカーティガーン)」とは、社会保障事務局長を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、この法令の主務大臣を意味する。

第六条

積立金のための賃金計算においては、計算の基礎として月ごとの賃金を採用する。

月給でない賃金でも月給として計算する。その月に被雇用者が受け取った賃金をその月の月給とする。

被保険者の積立金の積立期間の計算のために、その月に被雇用者に支払った賃金から控除した積立金はその月に納付した積立金と見なす。また積立金を月に何度も控除または納付したとしても、積立金納付期間はひと月と見なす。

[注 / 第六条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)により改正]

第七条

内務大臣をこの法令の主務大臣とし[注 / 省庁再編により労働・社会福祉大臣に変更]、係官を任命する権限、この法令の末尾リストを超えない範囲で手数料を規定する省令を発令する権限を有する。ただしこの法令に基づく執行のための手数料及びその他業務規定を除く。

その省令は官報告示をもって施行できる。

第一編

総則

第一章

社会保障委員会

第八条

労働・社会福祉局長を委員長とし、大臣が任命する内務省代表、厚生省代表、予算局代表、使用者代表と労働代表各五人の委員、及び委員兼書記からなる「社会保障委員会」と呼ぶ一つの委員会を設置する。

委員会は副書記を任命することもできる。

大臣は五人を超えない範囲で有識者を委員会顧問に任命することもできる。有識者は社会保障、労働、医療、法律、その他の専門家でなければならない。

[注 / 第一段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)により改正]

第九条

委員会は以下の権限を有する。

- (一)この法令に基づく政策及び社会保障における基準を大臣に提言する。
- (二)この法令に基づく執行のために、大臣に対し、勅令、省令、または様々な規約の発令にあたっての意見を審議し具申する。
- (三)基金の支出入及び保管に係る規則を大蔵省の了承により制定する。
- (四)基金の利益追及に係る規則を大蔵省の了承により制定する。
- (五)基金の貸借対照表及び損益計算書、この法令に基づく社会保障に係る部分における営業報告書を審査する。
- (六)その他の委員会または事務局に対し、助言及び提言する。
- (七)委員会の権限を付与したこの法令またはその他の法規、あるいは大臣の委任に基づくその他の任務執行。

第一段落に基づく任務執行において、委員会は事務局をして執行させ、委員会が今後の遂行を審議するために報告させることもできる。

第一〇条

大臣が任命した委員または顧問の任期は一期二年とする。

離任した委員または顧問は再任されることができる。ただし連続して二期までとする。

第一一条

大臣が任命した委員または顧問は、第一〇条に基づく離任のほか以下に以下のとき離任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 大臣が解任した。
- (四) 破産した。
- (五) 無能力者となった。
- (六) 最終判決で拘禁刑を受けた。ただし過失罪または軽犯罪を除く。

大臣が任命した委員が任期が切れる前に離任した場合、大臣は第八条に基づき離任した委員と同じ種類の委員を新たに任命する。このとき新たに任命された委員の任期は、離任した委員の残り任期と同じとする。

大臣が任命した顧問の任期が残っているときに、大臣が顧問を新たに任命する場合、新たな顧問の任期は任期中の他の顧問の残り任期と同じとする。

第一二条

大臣が任命した委員が任期を全うしたが、まだ新たな委員会の任命がなされていない場合、新委員が任命され任務に就くまで、任期の切れた委員が引き続き任務を遂行する。

第一三条

委員会の会議は全委員の半分以上の委員の出席をもって成立する。

会議において、もし委員長が出席していない、または任務を遂行できないときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選し会議の議長とする。

会議の決定は多数決をもってする。委員一人は投票において一票を投じる。もし票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

第一四条

大臣が任命した委員長及び委員一五人以下と事務局代表の委員兼書記からなる医事委員会を設置する。

第一段落に基づく委員長と委員は各分野の医学専門家とし、その任期は一期二年とする。

第一〇条第二段落、第一一条、第一二条、第一三条を準用する。

[注 / 第一四条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)により改正]

第一五条

医事委員会は以下の権限を有する。

- (一) 医療に係る執行について社会保障委員会に意見を具申する。
- (二) 第五九条、第六三条、第六六条、第六八条、第七〇条、第七二条に基づく被保険者の医療サー

バス補償のための原則及びレートを規定する。

- (三) 第六四条に基づく省令の発令において社会保障委員会に意見を具申する。
- (四) 医療に係る助言、提言を社会保障委員会、再審委員会、社会保障事務局に対して行う。
- (五) この法令、または大臣、社会保障委員会が付与したところに基づく、その他の任務遂行。

第一六条

社会保障委員会または医事委員会は、小委員会を設置し、審議、執行を委任することができる。

第一七条

社会保障委員会、医事委員会、小委員会はある人物に対し審議に必要な書類、データを提出するよう命じる権限を有する。このとき関係者を招致し証言させることもできる。

第一八条

社会保障委員会の委員、顧問、医事委員、再審委員、小委員会の委員は、大蔵省の了承下に大臣が規定した規則に従い、会議手当て、交通費、日当、宿泊手当て、その他この法令に基づく任務遂行において生じる費用を受け取ることができる。

第二章

社会保障事務局

第一九条

以下の権限を有する社会保障事務局を内務省内に設置する[注 / 官庁再編により労働・社会福祉省に変更]。

- (一) この法令に基づく社会保障委員会、その他の委員会、小委員会の事務を遂行する。
- (二) 社会保障に係るデータを収集、総合、分析する。
- (三) 基金に積立金を納付する使用者及び被保険者の登録簿を作成する。
- (四) この法令または他の法令で規定された権限に基づく執行。
- (五) 大臣、社会保障委員会、その他の委員会、小委員会の委任に基づくその他の業務執行。

第二〇条

事務局の公務員で、かつ事務局の公務員を統率する事務局長に通常の運営監督権を持たせる。またこのために一人あるいは複数の副事務局長を置く。

事務局長、副事務局長は一般文官とする。

第三章

社会保障基金

第二一条

この法令の第三編に基づく被保険者への手当給付、及び第二四条第二段落に基づく費用支出のために、「社会保障基金」と呼ぶ一つの基金を社会保障事務局内に設置する。

第二二条

基金は以下によって構成する。

- (一) 第四〇条及び第四六条に基づく政府、使用者、被保険者による拠出金。
- (二) 第三九条、第四九条、第五三条に基づく割増金。
- (三) 第二六条に基づく基金の収益。
- (四) 第四五条に基づく手数料。
- (五) 寄付金または援助金。
- (六) 第四七条、第四七条の二、第五〇条、第五三条、第五六条に基づく基金への入金。
- (七) 第二四条第三段落に基づく政府が支払う援助金または立替金。
- (八) 第一〇二条に基づく略式命令による罰金。
- (九) その他の収入。

[注 / 第二二条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第七条により改正]

第二三条

第二二条に基づく基金の資金は社会保障事務局の資金とし、国家収入として大蔵省に納付する必要はない。

第二四条

基金はこの法令に基づく手当を給付する。

社会保障委員会は、第一八条に基づく支出及び社会保障事務局の運営費用のために、毎年の拠出金収入の一〇%を超えない範囲で基金の資金を割り当てることができる。

基金の資金が第一段落または第二段落に基づく出費に足りない場合、政府が必要に応じて援助金または立替金を拠出する。

第二五条

基金の支出入及び保管は、大蔵省の了承下に社会保障委員会が規定した規約に従う。

第二六条

基金の収益追及は大蔵省の了承下に社会保障委員会が規定した規約に従う。

第二七条

暦年大晦日から数えて六か月以内に、社会保障委員会は基金の貸借対照表及び損益計算書を、大臣に提出する前に監査を受けるため、会計検査院に提出する。

大臣は貸借対照表及び損益計算書を、国会認証を得るため、内閣総理大臣に提出するとともに、官報で告示する。

[注 / 第二七条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第八条により改正]

第四章

社会保障調査

第二八条

この法令に基づく社会保障に資するため、労働面における問題やデータの調査のため勅令を發布することもできる。

第一段落に基づく勅令には少なくとも以下の内容がなければならない。

- (一) 調査の目的。
- (二) 調査官または係官。
- (三) 二年以下の勅令施行期間。

第二九条

第二八条に基づく勅令が発布された後、社会保障事務局長は以下の規定を公示する。

- (一) 調査用紙。
- (二) 調査官または係官が使用者に調査用紙を送付する期間。
- (三) 使用者が記入した調査用紙を調査官または係官に返付しなければならない、調査用紙に示した、少なくとも三〇日以上期間の規定。

この条に基づく公示は官報で告示する。

第三〇条

第二九条(一)に基づく調査用紙は、使用者に書留郵便により送付するか、あるいは調査官または係官が日照時間内または使用者の勤務時間内に直接、使用者の定住地、居住地または事務所に送付しなければならない。もし使用者の定住地、居住地、または事務所において使用者に会えなかったときは、住居または事務所にいる、あるいは働く成人者をその使用者と見なし、送付することもできる。

もし第一段落に基づく送付方法が不可能なときは、使用者の事務所内の見やすい場所に調査用紙を掲示し、一五日が経過したときに使用者が調査用紙を受け取ったものと見なす。

第三一条

使用者は調査用紙を受け取ったとき、用紙のすべての項目に真実を記入し、第二十九条(三)に基づく期間内に調査官または係官に返送する。

第三二条

調査用紙に記入された一連の内容または数字は秘密とし、この法令に基づく執行権限を有する者が、同権限を有しない者にその内容または数字を開示することを禁じる。ただし社会保障または労働保護のために必要である、あるいは事件の捜査、審理のために必要であるときはその限りではない。

第二編

社会保障

第一章

被保険者

第三三条

満一五歳以上、満六〇歳以下の被雇用者を被保険者とする。

第一段落に基づく被保険者である被雇用者が満六〇歳を過ぎ、なおもこの法令の適用下にある使用者の被雇用者であるとき、その被雇用者は継続して被保険者であると見なす。

[注 / 第三三条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第九条により改正]

第三四条

第三三条に基づく被保険者である被雇用者のいる使用者は、その被雇用者が被保険者となった日から三〇日以内に、社会保障事務局長が規定した様式に従い被保険者の氏名、賃金額及びその他の内容からなる報告書を社会保障事務局に提出する。

第三五条

事業主が請負方式により、ある者をして仕事の管理・監督を請け負わせ、かつ労働者への賃金支払い責任を負わせる場合にしても、就職斡旋事業としてでなく、ある者をして労働者を用意させる場合にしても、その仕事が製造その他の事業の一部であり、事業主の事業地または作業所で行われ、その仕事にとって重要な器材を事業主が用意した場合、事業主がこの法令に基づく遂行義務を有する使用者の立場にある。

第一段落に基づく請負人が、使用者としての立場から第三四条に基づく報告書を社会保障事務局に提出する場合は、その請負人は使用者と同様のこの法令に基づく遂行義務を有する。このとき事業主は、請負人が社会保障事務局にすでに支払った拠出金及び割増金について、債務責任を免れる。

[注 / 第三五条第二段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一〇条により増補]

第三六条

使用者が第三四条に基づく報告書を提出したとき、社会保障事務局は使用者に対し社会保障登録書、及び被雇用者に対し社会保険証を発行する。このとき省令が規定した原則及び方法に従う。

第三七条

事務局への通告または被雇用者の申立により、使用者が第三四条に基づく報告書を提出していない、あるいは提出したとしても第三三条に基づく被保険者であるべき被雇用者が報告されていないことが明らかになった場合、社会保障事務局は関連する証拠の検討を経て、第三四条に基づく報告書に詳細を記録し、第三六条に基づき使用者に対し社会保障登録書、及び被雇用者に対し社会保険証を発行する権限を有する。

第一段落の遂行にあたっては、社会保障事務局長または同事務局長が委任した者が前もって調査審問することもできる。

第三八条

第三三条に基づく被保険者は以下のとき被保険者でなくなる。

(一)死亡した。

(二)被雇用者でなくなった。

(二)に基づき被雇用者でなくなった被保険者が、第三編の規定に基づき権利が生じる期間にわたって拠出金を支払っていた場合、その者は被雇用者でなくなった日からもうひと月については、第二章、第三章、第四章、第五章で規定された権利を有する。

[注 / 第三八条第二段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一一条により改正]

第三九条

一二か月以上拠出金を支払った第三三条に基づく被保険者であったものの、第三八条(二)に基づき被保険者でなくなった者で、以後も被保険者を継続したい者は、被保険者でなくなった日から六か月以内に、社会保障事務局長の規定に従い、その意志を社会保障事務局に示す。

第一段落に基づく被保険者が、第四六条第二段落に基づき基金に拠出しなければならない拠出金の計算の基礎となる金額は、省令が規定する金額に従う。このとき、その時々を経済情勢への適合を考慮する。

第一段落に基づく被保険者は月に一度基金に拠出金を支払う。支払日は翌月の一五日までとする。

第一段落に基づく被保険者で、第三段落に基づく期限内に拠出金を支払わない、あるいは支払ったがその金額に満たなかった者は、拠出金支払い期限日の翌日から未払い分の、あるいは不足分の拠

出金額に対し月二%の割増金を支払わなければならない。月の端数はもし一五日以上であればひと月と計算し、一五日未満であれば切り捨てる。

[注 / 第三九条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一二条により改正]

第四〇条

第三三条に基づく被雇用者ではないその他の者が、この法令に基づく被保険者になることを希望するときは、社会保障事務局にその意志を示す。

拠出金の原則及び拠出額、第五四条に基づき給付される手当の種類、原則、条件は勅令によって規定する。

第四一条

第三九条に基づく被保険者は以下のとき被保険者でなくなる。

- (一) 死亡した。
 - (二) 第三三条に基づく被保険者に再びなった。
 - (三) 社会保障事務局に被保険者であることをやめる旨、その意志を示した。
 - (四) 連続三か月以上にわたって拠出金を支払わなかった。
 - (五) 一二か月のうち九か月拠出金を支払わなかった。
- (四)に基づく者は最初の未払い月から被保険者でなくなる。(五)に基づく者は未払い月が九か月になった時点で被保険者でなくなる。

[注 / 第四一条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一三条により改正]

第四二条

第三編の規定に基づく手当の受給の権利の生起は、第三三条または第三九条に基づき被保険者となった時点から起算する。

第四三条

この法令の適用下にある事業は、その後、被雇用者数が減り規定人数を下回っても、廃業するまでこの法令の適用下にあり、その被雇用者は引き続き被保険者とする。その事業が新たに被雇用者を雇った場合は、全被雇用者数が規定の人数に達していなくても、その新たな被雇用者もこの法令に基づく被保険者とする。

第四四条

社会保障事務局に提出した報告書の内容に関して変更があった場合は、変更があった月の翌月一五日までに報告の変更または改定増補のために、使用者は事務局長が規定したところに従い文書をもって事務局長に通知する。

使用者がこの条に従わない場合は、第三七条を準用する。

[注 / 第四四条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一四条により改正]

第四五条

社会保障登録書または社会保険証が紛失した、または重要部分が損傷、損壊した場合は、紛失、損傷、損壊のあった日から一五日以内に、使用者または被保険者が代用書 / 証の発行を社会保障事務局に申請する。このとき事務局長が規定した規定に従う。

第二章

拠出金

第四六条

政府、使用者及び第三三条に基づく被保険者は、省令が規定したレートに従い三者同率の拠出金を基金に支払う。ただしこの法令の末尾にある拠出金レートを超えてはならない。

第三九条に基づく社会保障は、第一段落に基づくレートにおいて、政府がそのレートで、被保険者がそのレートの二倍の比率で拠出金を支払う。

第一段落の拠出金レートの規定においては、補償手当及び第二三条に基づく事務局の運営費用を考慮して規定する。

第三三条に基づく被保険者それぞれの拠出金の計算の基礎として使用する最低賃金及び最高賃金は、省令の規定に従う。被保険者それぞれの拠出金の計算においては、五〇サタン以上は一パーツとし、五〇サタン未満は切り捨てる。被保険者が複数の使用者のもとで労働している場合は、それぞれの使用者から受け取る賃金から拠出金を計算する。

[注 / 第四六条第四段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一五条により改正]

[注 / 法令末尾にある拠出金レートは、被保険者の賃金に対する比率として、(一)障害・傷病・死亡・出産手当の場合、政府・使用者・被保険者が一・五%ずつ、(二)子供手当・老齢年金手当の場合、政府・使用者・被保険者が三%ずつ、(三)失業手当の場合、政府・使用者・被保険者五%ずつとなっている。このうち(一)については経済危機のため九八年から一%が適用されているほか、九八年一二月からスタートした(二)は、同一二月が一律一人一七パーツ、九九年一月から一%で拠出開始となっている]

第四七条

賃金支払いがあるたびに、使用者は第四六条に基づく被保険者の拠出金として支払わなければ

ならない金額を被保険者の賃金から控除する。使用者が控除したとき、控除した日をもって被保険者は拠出金を支払ったものと見なす。

使用者は第一段落に基づき控除した被保険者の拠出金及び使用者の拠出金を、事務局長が規定した様式に従い、拠出金納付書とともに、拠出金を控除した月の翌月の一五日までに、社会保障事務局に納付する。

使用者が支払期限までに賃金を支払わなかったときにおいても、賃金が支払われたものと見なし、使用者は第二段落に従い拠出金を支払う義務を有する。

使用者が被保険者の拠出金または使用者の拠出金を支払金額を超えて事務局に支払った場合、使用者または被保険者は超過分の金額について事務局長が規定した様式に基づき返還を申し立てる。もし使用者または被保険者が支払いから一年以内にその超過分の返還を要求しない、あるいは通知された返還日から一年以内に受け取りに現れないときは、その金額は基金に納入される。

[注 / 第四七条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一六条により改正]

第四七条の二

使用者が第四七条第二段落に基づき拠出金を納付しない、または送付したとしても額に満たない場合、係官は文書をもって使用者に未払い拠出金及び割増金を、その文書を受け取ってから三〇日を超えない期限内に、納付するよう督促する。もし当該文書を受け取った使用者が期限内に未払い拠出金及び割増金の納付をしなかったときは、係官は以下のように拠出金を見積もり、使用者に納付するよう文書で通知する権限を有する。

(一)もし使用者が拠出金を納付したことがあれば、その使用者が月々に納付すべき拠出金額は最後の納付月の一か月分と同額と見なす。

(二)この法令に基づく義務を有する使用者が第三四条に基づく報告書を提出しなかった、または報告書を提出しても拠出金を納付しなかった、あるいは報告書を提出しても実際の被雇用者の数、氏名を少なく申告したときは、ケースごとに、拠出金を使用者が提出した報告書に基づき見積もる、あるいは係官が調査の結果判明した被雇用者数により見積もる。そのとき被雇用者一人一人の月額賃金はその地域で施行されている労働保護法に基づく一日あたり最低賃金を上回ると見なし、それに三〇を掛ける。

第一段落に基づき見積もった拠出金額を通知してから二年以内に、使用者が納付すべき実際の拠出金が判明し、(一)または(二)に基づき係官が見積もった拠出金額が多かった、あるいは少なかった場合、社会保障事務局はその判明した結果を、判明した日から三〇日以内に、使用者に対し通知から三〇日以内に差額を納付するよう、あるいは還付を社会保障事務局に請求するよう、使用者に文書で通知する。

納付の督促、見積もった拠出金額の通知、及び判明結果の通知については、第三〇条を準用する。

[注 / 第四七条の二は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一七条により増

補]

第四八条

被保険者が複数の使用者のもとで働いている場合、そのすべての使用者は第四六条、及び第四七条に従い遂行する義務を有する。

第四九条

使用者分または被保険者分の拠出金を納付しなかった、あるいは納付したものの第四七条に基づく期限内に拠出金額に達しなかった使用者は、納付しなかった、または不足している拠出金額に対して、拠出金を納付しなければならない日の翌日から数えて、月二%の割増金を納付しなければならない。このとき月のうち一五日以上はひと月と見なし、それ以下は切り捨てる。

使用者が被保険者の賃金から拠出金を控除しなかった、あるいは控除したものの第四七条第一段落に基づく額に達していない場合でも、使用者は被保険者が拠出すべき分の拠出額全額を納付する責任、及び納付期限日の翌日から第一段落に基づく割増金を支払う責任を持つ。このとき、被保険者に生じる権利は被保険者が拠出金を納付したときの権利と同一とする。

第五〇条

社会保障事務局長は、拠出金または割増金を納付しなかった、あるいは納付したが第四九条に基づく額に達しなかった使用者の財産を、未払い金の受け取りのために必要な分だけ、押収、差押え、市場で売却する命令書を出す権限を有する。

第一段落に基づく押収、差押え、市場売却の命令は、使用者に未払いの拠出金及び/または割増金を、督促状を受領してから三〇日以上期限内に納付するよう文書で督促し、使用者がその期限内に納付しなかったとき、実行することができる。

第一段落に基づく財産の押収、差押え、市場売却の原則及び方法は、大臣が規定した規約に従う。このとき民事訴訟法典に基づく原則及び方法に準じる。

市場売却によって得られた金銭は押収、差押え、売却の費用を差し引き、未払いの拠出金及び割増金の支払いに当てる。もし余剰金があるときは使用者に速やかに返還する。もし使用者が五年以内に返還を求めないときは社会保障基金に納入する。

第五一条

拠出金及び割増金未払いにより生じる債権において、社会保障事務局は、債務者である使用者のすべての財産に対し、民商法典に基づく租税債権と同位の優先権を有する。

第五二条

使用者が下請け人の場合、この法令に基づき支払い義務のある拠出金の納付において、もしあれば上位の下請負い人から順に元請負人まで、その使用者と共に共同で責任を持つ。

第五三条

期限までに拠出金を納付しない、または納付金が不足の第五二条に基づく下請け人に対し、第四九条、第五〇条、第五一条を準用する。

[注 / 第五三条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一八条により改正]

第三編

保険給付

第一章

総則

第五四条

被保険者または第七三条に基づく者は以下の手当を社会保障基金より給付される権利を有する。

- (一) 傷病手当
- (二) 出産手当
- (三) 障害手当
- (四) 死亡手当
- (五) 子供手当
- (六) 老齢年金手当
- (七) 失業手当(第三九条に基づく被保険者を除く)

第五五条

使用者がこの法令が施行される前に、傷病、障害、労働とは無関係の死亡、出産、児童扶養、老齢、失業に係る福祉を、この法令の施行前に就業した第三三条に基づく被保険者である被雇用者に対して導入している場合、もしその福祉がこの法令に基づく手当を上回るとき、第四六条に基づき被保険者及び使用者が納付すべき拠出金レートから、使用者がすでに導入している福祉による手当の種類において拠出金レートを引き下げてもらうため、その使用者は、その福祉内容を盛り込んだ雇用契約または労働協約を社会福祉委員会に提示する。また使用者はその他の部分の手当のため、基金に納付すべき義務のある被保険者及び使用者の拠出金の計算で、拠出金レートを引き下げた後の残りの拠出金レートを使用する。

第一段落に基づく拠出金レートの引き下げ申請及びその審査は社会保障委員会が規定した原則、方法、条件に従う。

第五六条

本人自身が第五四条で規定された手当の給付を受ける権利があると思われ、その手当給付を請求する目的を有する被保険者またはその他の者は、その手当給付の権利が生じた日から一年以内に、社会保障事務局長が規定した様式に従い社会保障事務局に申告し、社会保障事務局長または社会保障事務局長が委任した者は速やかに審査する。

第一段落に基づく手当は金銭とし、もし被保険者またはその他の者が、社会保障事務局からの通知があった日から二年以内に受け取りに現れないときは、その金銭を社会保障基金に納入する。

[注 / 第五六条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第一九条により改正]

第五七条

第三三条に基づく被保険者に対する収入補償手当金支払いにおける一日当たり賃金の計算は、使用者が社会保障事務局に拠出金の計算の基礎とするために提出した賃金の九か月溯って最初の三か月の賃金を、九〇で割ることによって計算する。もし被保険者がその九か月のうち別の三か月の賃金のほうが額の多いことを証明する証拠があるときは、その三か月の賃金を九〇で割る。被保険者による拠出金の納付が九か月に満たない場合は、使用者が社会保障事務局に拠出金の計算のために提出した賃金の間近の三か月の賃金を九〇で割った額を計算の条件とする。

第三九条に基づく被保険者の収入補償手当金の支払いにおける一日当たりの賃金の計算は、第三九条第二段落に基づく拠出金計算の基礎に使用された金額の平均により計算する。

[注 / 第五七条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二〇条により改正]

第五八条

この法令に基づく補償手当において、医療サービスの場合、被保険者または被保険者の配偶者は第五九条に基づく医療機関による医療サービスを受けなければならない。

被保険者または被保険者の配偶者が受ける医療サービスに係る詳細及び条件は、社会保障委員会の了承下に社会保障事務局長が規定した規則に従う。

第五九条

社会保障事務局長は被保険者または被保険者の配偶者が医療サービスを受けられる区域の規定及び医療機関の名称を官報で告示する。

医療サービスを受ける権利のある被保険者または被保険者の配偶者は、勤務地または居住地のある区域の第一段落に基づく医療機関から医療サービスを受ける。ただしその区域に第一段落に基づく医療機関がない場合、あるいは医療機関があっても被保険者または被保険者の配偶者がその医療機関から医療サービスを受けることができないしかるべき事由がある場合は、他の区域にある第一段落に基づく医療機関から医療サービスを受けることができる。

被保険者または被保険者の配偶者が第二段落で規定した区域以外の医療機関から医療サービスを受けた場合、被保険者はその医療機関に支払うべき医療サービス費の補償手当金を、傷病、出産の状態、その区域ごとの経済状態、及び医療サービスの様態を考慮した上で社会保障事務局が規定した額に基づき、受け取る権利を有する。このとき、その補償手当金は社会保障委員会の了承下に医事委員会が規定したレートを超えてはならない。

第六〇条

被保険者または被保険者の配偶者が医療機関から医療サービスを受けた後に、傷病を放置した、または適当な事由なく医師のアドバイス、命令に従わなかった場合、社会保障事務局長または社会保障事務局長が委任した者は、医事委員会の了承下、補償手当金の減額を命じることができる。

第六一条

被保険者または第三八条第二段落、第七三条、第七三条の二に基づく者は、その者が意図的に生起せしめた、あるいは他の者による生起を容認したことにより生じた傷病、障害、死亡の補償手当金の給付を受ける権利がない。

[注 / 第六一条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二一条により改正]

第六一条の二

被保険者が第六四条及び第七一条に基づく収入補償手当金、あるいは第六七条に基づく出産休暇福祉金の給付を同時に受ける権利を有する場合、収入補償手当金か出産休暇福祉金のどちらか一方の給付を受ける権利を有し、社会保障事務局長が規定した様式に従いその選択の希望を示す。

[注 / 第六一条の二は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二二条により増補]

第二章

傷病手当

第六二条

被保険者は労働とは無関係の傷病の場合に、医療サービスを受ける前の一五か月間に被保険者が三か月以上拠出金を納付したとき、手当の給付を受ける権利を有する。

[注 / 第六二条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二三条により改正]

第六三条

労働とは無関係の傷病に対する手当は以下からなる。

- (一) 診察料。
- (二) 治療費。
- (三) 入院費。
- (四) 医薬・医療器具代。
- (五) 救急車または患者輸送車代金。
- (六) その他必要なサービス料金。

このとき、社会保障委員会の了承下に医事委員会が規定した原則、レートに従う。

医師の命令に基づく治療のために仕事を休まなくてはならない被保険者は、第六四条の規定に基づき収入補償手当を受け取る権利を有する。

第六四条

被保険者が労働とは無関係の傷病を得た場合、被保険者が医師の命令に基づく治療のため仕事を休まなければならないとき、被保険者は第五七条に基づく賃金の五〇％のレートで収入補償手当の給付を受ける権利を有する。ただし、一回につき九〇日以上、及び暦年一年間のうち合計一八〇日以下とする。ただし省令の規定に基づく慢性の疾病の場合は、一八〇日を超えて三六五日以下の収入補償手当を受ける権利を有する。

収入補償手当の支給期間は、医師の命令に基づき仕事を休まなくてはならない最初の日から、医師が決めた休職期間の最後の日まで、あるいは被保険者が医師の命令に基づく休職期間の前に復職した場合は、休んだ最後の日までとする。ただし第一段落で規定した期間は超えてはならない。

被保険者が休職期間に、労働保護法に基づき、あるいは雇用契約または労働協約に基づき、治療のため使用者から賃金を受け取る権利を有する場合、その被保険者は第一段落に基づく収入補償手当を受け取る権利はない。その賃金受け取りの権利がなくなったときは、残りの期間にわたって手当を受け取る権利が生じる。また使用者から受け取る賃金額が社会保障基金からの収入補償手当よりも少ないときは、被保険者は基金からその差額分の補償を受け取る権利を有する。

第三章

出産手当

第六五条

被保険者は、自身または妻、あるいは被保険者がもし妻がいなくとも社会保障事務局長が規定した規則に基づき被保険者と社会的に見て夫婦関係にある女性が出産する場合、手当金を受け取る権利を有する。このとき医療サービスを受ける前の一五か月間に被保険者が七か月以上拠出金を納付したとき、手当金の給付を受ける権利を有する。

被保険者本人は二回まで出産手当受給の権利を有する。

[注 / 第六五条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二四条により改正]

第六六条

出産手当は以下からなる。

(一) 診察及び主治医代。[注 / 主治医代はタイ語でカー・ラップファーク・カン、直訳すると胎引受け料。産婦人科医が妊娠初期から分娩まで、ある妊婦・胎児の担当医になること]

(二) 治療費。

(三) 医薬・医療器具代。

(四) 分娩費。

(五) 入院費。

(六) 出生児保育及び診療代。

(七) 救急車または患者輸送者代金。

(八) その他必要なサービス料。

このとき、社会保障委員会の了承下に医事委員会が規定した原則及びレートに従う。

出産のために仕事を休まなければならない被保険者は、第六七条の規定に基づき出産休暇福祉金を受け取ることができる。

[注 / 第六六条第三段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二五条により改正]

第六七条

被保険者が出産のために仕事を休まなければならない場合、被保険者は二回まで出産休暇福祉金を受給する権利を有する。このとき一回につき第五七条に基づく賃金の五〇%、九〇日分を一括して支払う。

[注 / 第六七条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二六条により改正]

第六八条

被保険者または被保険者の配偶者が第五九条に基づく医療機関で出産しなかったことにより、第六六条に基づく手当を受給されなかった場合、被保険者は社会保障委員会の了承下に医事委員会が規定した原則及びレートに従い出産手当を受け取ることができる。

第四章

障害手当

第六九条

被保険者は仕事と無関係に障害者となったときに障害手当受給の権利を有する。このとき障害が生じる前の一五か月間に被保険者が三か月以上拠出金を納付したとき、手当受給の権利が生じる。

[注 / 第六九条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二七条により改正]

第七〇条

障害手当は以下からなる。

- (一) 診療・診察代。
- (二) 治療費。
- (三) 医薬・医療器具代。
- (四) 入院費。
- (五) 救急車または障害者輸送者代。
- (六) リハビリテーション費。
- (七) その他必要な費用。

このとき社会保障委員会の了承下に医事委員会が規定した原則及びレートに従う。

第七一条

被保険者が仕事とは無関係に障害者となった場合、第六七条に基づく賃金の五〇%を収入補償手当として生涯にわたって受給する権利を有する。

[注 / 第七一条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二八条により改正]

第七二条

医事委員会が、被保険者の障害が第七〇条(六)に基づくりハビリテーションを受け状態が良くなったと判定した場合、社会保障事務局または社会福祉事務局長が委任した者は、障害が社会保障委員会の了承下に医事委員会が規定した原則及び方法に基づいていることをもって、収入補償手当金の減額命令を審査する。

第一段落に基づき収入補償手当金の減額がなされた後、その障害が悪化した場合、もし医事委員会が第一段落に基づき判定した状態から障害が悪化したと判定すれば、社会保障事務局局長は収入補償手当金の増額を審査することができる。

[注 / 第七二条第二段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第二九条により改正]

第五章

死亡手当

第七三条

労働に起因する傷害・傷病とは無関係に被保険者が死亡した場合、もし被保険者が死亡前の六か月間に一か月以上拠出金を納付していたとき、以下の死亡手当を給付する。

(一)省令で規定したレートに基づく葬儀代。ただし労働保護法に基づく一日あたり最低賃金の最高レートの百倍以下でなければならない。葬儀代は以下の順に従った者に給付される。

- (a)被保険者が文書で喪主に指定し、被保険者の喪主となった者。
- (b)被保険者の夫、妻、父母または子で、被保険者の喪主であることを示す証拠を有する者。
- (c)被保険者の喪主であることを示す証拠を有するその他の者。

(二)被保険者が死亡した場合の福祉金は、被保険者が文書でその福祉金の受取人であることを指定した者に給付する。ただし、もし被保険者が文書で指定しなかったときは、被保険者の夫、妻、父母、子に均等に分割して以下の額を給付する。

- (a)もし死亡前に被保険者が三六か月以上、一〇年未満にわたって拠出金を納付したときは、第五七条に基づく計算によって得られたひと月の賃金の五〇％に三を掛けた額の福祉金を給付する。
- (b)もし死亡前に被保険者が一〇年以上拠出金を納付したときは、第五七条に基づく計算によって得られたひと月の賃金の五〇％に一〇を掛けた額の福祉金を給付する。

[注 / 第七三条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第三〇条により改正]

第七三条の二

第七一条に基づく障害を持つ被保険者が死亡した場合、第七三条を準用する。このときその被保険者が死亡前の最後の月に受給した収入補償手当金を死亡手当の計算の基とする。

その障害を持つ被保険者が、被保険者としての立場、及び第一段落に基づく障害を持つ被保険者としての立場で、葬儀代及び死亡手当を受給できる場合、第七三条に基づく葬儀代及び死亡時福祉金の受給権利はどちらか一方とする。

[注 / 第七三条の二は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第三一条により増補]

第六章

子供手当

第七四条

被保険者は、一年以上拠出金を納付したとき、子を扶養する場合の援助手当を、子供二人まで受け取る権利を有する。

第七五条

子供手当は以下からなる。

- (一) 養育扶助費。
- (二) 教育費
- (三) 医療費。
- (四) その他必要な援助費。 このとき省令が規定した原則及びレートに従う。

第七章

老齢年金手当

第七六条

被保険者は、継続的・断続的を問わず一五年間以上にわたって拠出金を納付し、満五五歳に達したとき、老齢年金手当を受け取る権利を有する。

第七七条

老齢年金手当は省令が規定する原則に基づき、拠出金の額及び期間に従った計算をもって給付される。

[注 / 子供手当及び老齢年金制度は九八年一二月三〇日付けの勅令により開始。同勅令は後に掲載予定]

第八章

失業手当

第七八条

被保険者である被雇用者は、失業前の一五か月間に六か月以上拠出金を納付し、以下の条件を満たすとき、失業手当を受け取る権利を有する。

- (一) 仕事に対する能力を有し、斡旋に基づき適職に就く用意がある、または職業訓練を拒否せず、政府の職業斡旋所に登録し、かつ一か月に一度以上出頭する者。

(二)被保険者の失業が、職務上の不正、または使用者に対する意識的な刑事違反を犯す、あるいは意図的に使用者に被害をもたらす、重大な場合には職務上の規則・規定または法律に沿った命令に違反する、適当な事由なく七日連続にわたって職務を放棄する、不注意により使用者に重大な被害をもたらす、過失罪、軽犯罪を除く懲役刑の最終判決を受けたことによる解雇でもたらされたものではないこと。

(三)この編の第七章に基づく老齢年金手当受給の権利を有する者ではないこと。

第七九条

被保険者は、最後の使用者の下での労働から離職した日より数えて八日目以降、失業手当を受け取る権利を有する。このとき省令が規定した原則、レートに従う。

[注 / 失業手当はこの法令の最後で、勅令の発布により制度がスタートする規定になっているが、その時期については規定されていない]

第四編

係官・検査・監督

第八〇条

係官は任務遂行上、以下の権限を有する。

(一)事実関係の調査または聴取、財産または書類、その他の証拠の検査、雇用・賃金支払い・被雇用者の登録・拠出金の支払い・その他関係書類の撮影またはコピーのために、使用者の事業地または事務所、被雇用者の作業所に、日照時間内または勤務時間内に立ち入る。あるいは検査に関係する証拠書類の携行、その他この法令に基づく執行において事実関係を得るためのしかるべき行為。

(二)拠出金及び割増金を支払わない、あるいは支払っても額に満たない使用者の財産があると思われるしかるべき事由に基づき、勤務時間内または日照時間内に、ある場所または自動車を検索する。ただしその時間内に検索が終了しないときは続行することもできる。

(三)ある者に対する事情聴取または証言させるための、あるいは審査のために必要な関係証拠書類またはその他の物を提出させるための召喚状を出す。このとき第三〇条を準用する。

(四)拠出金、割増金を納付しなかった、または納付しても額に満たなかった場合、第五〇条に基づく社会保障事務局長の命令に従い、その使用者の財産を差押え、または押収する。

第一段落に基づく執行において、係官は社会保障事務局長の公務員または雇員を補助者として連れていくこともできる。

第八一条

第八〇条に基づく係官の任務遂行において、関係者はしかるべき便宜を供する。

第八二条

係官は任務遂行の際に身分証明証を提示しなければならない。

係官の身分証明証は大臣が規定した様式に従う。

第八三条

この法令に基づく任務遂行において、係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第八四条

係官の検査及び社会保障に係る監督に資するため、使用者は被保険者の帳簿を作成し、使用者の勤務場所に保管する。

第一段落に基づく被保険者の帳簿は社会保障事務局長が規定する様式に従う。

第八四条の二

第三九条、第四五条、第四七条、第四七条の一、第五六条で規定した時間規定は、もしその時間規定に従い遂行する義務を有する者が国内にいなかった、またはその時間規定に従って遂行できない事由があり、期限前にその事由を示すと共に期限の延長または期限の繰延を申し立てた場合は、社会保障事務局長が適当と判断すれば、その場合ごとの必要に従い延長または繰延できる。ただし延長しても全体としてそれぞれの規定時間の二倍以下でなければならない。

第三九条、第四七条の規定に基づく期間延長は、割増金の減額、免除の事由とはならない。

[注 / 第八四条の二は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第三二条により増補]

第五編

不服申立

第八五条

使用者、被保険者、またはその他の者で、この法令に基づく社会保障事務局長または係官の命令に不服の者は、第五〇条に基づく命令を除いて、命令を受けてから三〇日以内に、文書をもって社会保障委員会にその不服を申し立てることができる。

申立の原則及び方法は省令の規定に従う。

[注 / 第八五条第一段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第三三条により改正]

第八六条

大臣が任命した委員長一人及び法律面、医療面、社会保障制度面、労働面で見識のある委員、使用者側代表及び被雇用者側代表三人ずつの委員、社会保障事務局代表の委員兼書記からなる再審査委員会を設置する。委員会の総勢は一三人以下とする。

第八七条

再審査委員会は第八五条に基づく申立を審議、判定する権限を有する。

再審査委員会が審議、判定したとき、文書をもって申立人にその決定を通知する。

再審査委員会の決定に対し、もし申立人が不服のときは、決定の通知を受けてから三〇日以内に労働裁判所に抗告する権利を有する。ただし、もしその期限内に抗告しなかったときは、再審査委員会の決定は最終的なものとする。

第八八条

この法令に基づく社会保障事務局長または係官の命令に基づく遂行の猶予ではない不服申立において、申立人がすでに命令に基づく遂行の猶予を求め事務局長に不服を申し立てている場合を除き、もし事務局長が適当と認めるときは、不服申立に対する決定を待つため、その命令に基づく遂行の猶予を命じることができる。

第八九条

再審査委員会はある職務を代行させるため小委員会を設置する権限を有する。小委員会は委任に基づき遂行した際に、再審査委員会に対し意見または報告を提出する。

小委員会の会議においては第一三条の規定を準用する。

第九〇条

再審査委員の任期は一期二年とする。

委員を離任した者は再任されることができる。ただし連続して二回までとする。

第九一条

第一一条、第一二条、第一三条、第一七条を再審査委員会にも準用する。

第六編

罰則規定

第九二条

社会保障委員会、医事委員会、再審査委員会、小委員会、または係官の命令に従い証言しなかった

者、書類、証拠、必要なデータを提出しなかった者は、一か月以下の懲役、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第九三条

調査用紙に意識的に記入しなかった者、記入用紙に全て記入しなかった者、あるいは期限内に調査用紙を返送しなかった者は、五千バーツ以下の罰金に処する。

第九四条

調査用紙に虚偽であることを知りながらその内容または数字を記入した者は、六か月以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第九五条

第三二条に違反した者は、六か月以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第九六条

第三四条に基づく期限内に社会保障事務局に報告を意識的に提出しなかった、あるいは第四五条に基づく期限内に報告内容の変更または改定増補を文書で事務局に通知しなかった使用者は、六か月以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

もし第一段落に基づく違反が再犯であった場合は、違反者は違反または不履行の期間中にわたり一日につき五千バーツの罰金に処する。

[注 / 第九六条第一段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第三四条により改正]

第九七条

第三四条に基づく報告を提出した、あるいは第四四条に基づく報告の変更、改定増補を文書で通知した使用者で、意識的に虚偽を報告した者は、六か月以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

[注 / 第九七条は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第三五条により改正]

第九八条

第八〇条に基づく係官の執行に対して妨害した、あるいは便宜を供しなかった者は、一か月以下の懲役、一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第九九条

第八四条に従わなかった使用者は、一か月以下の懲役、一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一〇〇条

この法令に基づく任務遂行により得た、または知り得た使用者が秘守保全している使用者の事業に係る事実を公開した者は、一か月以下の懲役、三千バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。ただしこの法令、労働保護のための公務において、あるいは事件の尋問または審査において公開した場合を除く。

第一〇一条

法人が違反者でこの法令に基づき罰せられる場合、法人の代表、取締役全員、及びその法人の経営責任者をその法人と同様に罰すべきものと見なす。ただし、その違反に関与していなかった、あるいはその違反が生じないようにしかるべき処置を施していたと証明できる場合はその限りではない。

第一〇二条

以下の者は、罰金刑だけの違反、あるいは罰金刑と六か月以下の懲役に処される違反について、その違反者が懲役刑に相当しない、あるいは告訴できないと見なしたとき、第九五条に基づく罰則を除き、略式命令を下す権限を有する。

(一) バンコクで生じた違反については社会保障事務局長または社会保障事務局長が委任した者。

(二) バンコク以外の県で生じた違反については県知事または県知事が委任した者。

尋問がある場合、もし捜査官がこの法令に違反した者が略式命令の範囲にあると判断し、その者が略式命令を容認すれば、捜査官は容認があってから七日以内にその件を社会保障事務局長または県知事に送付する。

違反者が三〇日以内に略式命令に従い料金を払ったとき、刑事訴訟法典に基づき事件は集結したものと見なす。

もし違反者が略式命令を容認しないとき、または容認しても第三段落に基づく期限内に料金を払わないときは、事件は継続する。

付則(経過規定)

第一〇三条

この法令は、法令施行日から、二〇人以上の被雇用者のいる事業に適用する。

この法令が施行されてから三年が経過した時点で、一〇人以上の被雇用者のいる事業にも適用する。

被雇用者が一〇人未満の使用者に対してのこの法令の適用は、その地域、時期について勅令が規定する。

[注 / 第一〇三条第三段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第三六条により改正]

第一〇四条

第二編第二章の規定が適用された日から、傷病、障害、死亡、出産の場合の各補償手当のため拠出金を徴収する。

子供及び老齢年金手当のための拠出金徴収は、勅令が制定されたときに開始する。ただし開始時期は仏暦二五四一年(西暦一九九八年)一月三十一日以前とする。

失業手当のための拠出金徴収は勅令が制定されたときに開始する。

[注 / 第一〇四条第二段落は仏暦二五三七年(西暦一九九四年)社会保障法(第二版)第三七条により改正]

拠出金レート

一、傷病、障害、死亡、出産手当のための拠出金。

(一) 政府 (被保険者の賃金のノ以下同じ) 一・五%

(二) 使用者 一・五%

(三) 被保険者 一・五%

二、子供、老齢年金手当のための拠出金。

(一) 政府 三%

(二) 使用者 三%

(三) 被保険者 三%

三、失業手当のための拠出金。

(一) 政府 五%

(二) 使用者 五%

(三) 被保険者 五%

仏暦二五四一年(西暦一九九八年)『子供、老齢年金手当のための拠出金の徴収時期を規定する勅令』

第一章

この勅令を「子供、老齢年金手当のための拠出金の徴収時期を規定する勅令」と呼ぶ。

第二章

この勅令は官報での告示日の翌日から施行となる。

第三章

子供手当、老齢年金手当のための拠出金を仏暦二五四一年(西暦一九九八年)一月三十一日から徴収する。

第四章

労働・社会福祉大臣をこの勅令の主務大臣とする。

(一九九八年一月三〇日付け官報により公示)

仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法に基づく省令第一二号(仏暦二五四一年/西暦一九九八年)

第一項

政府、使用者、被保険者はこの省令の末尾にある拠出金レートに基づき、子供、老齢年金手当のための拠出金を社会基金に支払わなければならない。

第二項

この省令は仏暦二五四一年(西暦一九九八年)一月三十一日をもって施行する。

拠出金レート

- (一) 政府 (被保険者の賃金の / 以下同) 一%
- (二) 使用者 一%
- (三) 被保険者 一%

仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法に基づく省令第一三号(仏暦二五四一年/西暦一九九八年)

第一項

被保険者は子供扶養手当を受け取る権利を有する。このとき、その子供は被保険者となった以前または以後の出生であっても、出生の順序により数え、満六歳で合法的な子とする。

第一段落に基づく合法的な子供には、養子または他人の養子となった子供は含まない。

[注 / 社会保障法では二人まで子供手当が支払われる規定になっており、この項に該当する子がいれば出生順に二人まで給付が受けられる]

第二項

被保険者が子供扶養手当の拠出金を支払い、受給権を得た場合、子供が出生した月はひと月分の受給権を有する。

第三項

扶養している子が満六歳を過ぎた、あるいは死亡した、他人に養子に出した、被保険者が被雇用者でなくなった場合は、手当受給権もそのとき無くなる。

第四項

子供扶養手当は子供一人につき、ひと月一五〇バーツ給付する。

仏暦二五三三年(一九九〇年)社会保障法に基づく省令第一四号(仏暦二五四一年 / 西暦一九九八年)

第一項

一五年にわたって拠出金を納付した被保険者は老齢年金手当の受給権を有する。給付は月ごとに、被保険者でなくなる前の拠出金計算の基礎に使用した最後の六〇か月の平均賃金の一五%のレートで支払われる。

第二項

一五年を超えて拠出金を納付した被保険者には、第一項に基づく月額レートに加え、一六年目以降一年につき一%加算する。

改正社会保障法

(注/ 勅令による子供手当、老齢年金手当の九八年一二月からの拠出金納付実施に伴い改正)

第一条

この法令を「仏暦二五四二年社会保障法(第三版)」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報による告示日の翌日から施行する。

第三条

仏暦二五三七年〔西暦一九九四年〕社会保障法(第二版)により改定増補された仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法第三十八条第二段落の内容を廃止し、以下に置き換える。

『(二)に基づき被雇用者でなくなった被保険者が、第三編の規定に基づき権利が生じる期間にわたって拠出金を支払っていた場合、その者は被雇用者でなくなった日からもう六か月にわたって、あるいは勅令により追加規定された期間に従い一二月以内にならないうち、第二章、第三章、第四章、第五章で規定された権利を有する。』

第四条

仏暦二五三七年〔西暦一九九四年〕社会保障法(第二版)により改定増補された仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法第四十一条第三段落の内容を廃止し、以下に置き換える。

『(三)(四)(五)に基づき被保険者でなくなった者が第三編の規定に基づき権利が生じる期間にわたって拠出金を支払っていた場合、その者は被雇用者でなくなった日からもう六か月にわたって、第二章、第三章、第四章、第五章で規定された権利を有する。』

第五条

仏暦二五三七年〔西暦一九九四年〕社会保障法(第二版)により改定増補された仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法第四六条の内容を廃止し、以下に置き換える。

『第四六条

政府、使用者及び第三三条に基づく被保険者は、傷病・障害・死亡・出産手当の給付のために、省令が規定したレートに従い三者同率の拠出金を基金に支払う。ただしこの法令の末尾にある拠出金レートを超えてはならない。

政府、使用者及び第三三条に基づく被保険者は、子供手当・老齢年金手当・失業手当の給付のために、省令が規定したレートに従い拠出金を基金に支払う。ただしこの法令の末尾にある拠出金レートを超えてはならない。

第三九条に基づく社会保障は、第一段落及び第二段落に基づくレートにおいて、政府がそのレートで、被保険者がそのレートの二倍の比率で拠出金を支払う。

第一段落及び第二段落の拠出金レートの規定においては、補償手当及び第二四条に基づく事務局

の運営費用を考慮して規定する。

第三三条に基づく被保険者それぞれの拠出金の計算の基礎として使用する最低賃金及び最高賃金は、省令の規定に従う。被保険者それぞれの拠出金の計算においては、五〇サタン以上は一パーツとし、五〇サタン未満は切り捨てる。被保険者が複数の使用者のもとで労働している場合は、それぞれの使用者から受け取る賃金から拠出金を計算する。』

第六条

仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法第七四条の内容を廃止し、以下に置き換える。

『被保険者は、手当を受け取る権利が生じる月の以前の三六か月内に一二か月以上拠出金を納付したとき、子供手当を受け取る権利を有する。』

第七条

仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法に第七五条の二、第七五条の三、第七五条の四を加える。

『第七五条の二

被保険者が第七四条に基づく子供手当を受け取る権利がある場合、もしその被保険者が障害手当を受け取る権利のある被保険者、または死亡した被保険者であるとき、その障害者である被保険者または第七五条の四に基づく者は、子供手当も受け取る権利を有する。

第七五条の三

被保険者は省令で規定された年齢の、しかし満一五歳以下の合法的な子供に関して、二人まで子供手当を受け取る権利を有する。合法的な子供には養子、または他人に養子に出した子供は含まれない。

両親とも被保険者である場合、どちらか一方が子供手当を受け取る権利を有する。ただし離婚した、または別居状態にあり、その子供がどちらかの保護下にあるときは、保護している親が権利を有する。

子供手当の給付にあたっては省令が規定した条件、方法、条件に従う。

第七五条の四

被保険者が死亡した場合は、子供手当は以下の順に沿った者に給付される。

(一)被保険者の夫または妻、あるいは事務局長が規定した規則に基づき被保険者と夫婦関係にあったと認められる者、あるいは子供の親権者。

(二)(一)に基づく者が子供の保護者でない、親権を剥奪された、あるいは死亡した場合は、被保険者の子供の保護者。

第八条

仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法第七六条及び第七七条を廃止し、以下に置き換え

る。

『第七六条

被保険者が一八〇か月以上拠出金を納付したとき、その一八〇か月が連続していても、していなくても、老齢年金手当を受け取る権利を有する。

第七七条

老齢年金手当は以下からなる。

(一)老齢年金(グン・バムナーン・チャラーパーブ)と呼ぶ月毎の生活手当金。

(二)功労金(グン・バムネット・チャラパーブ)と呼ぶ一時金。

第一段落に基づく老齢年金手当の給付に当たっての原則、方法、機関、給付レートは省令の規定に従う。』

第九条

仏暦二五三三年(西暦一九九〇年)社会保障法に以下の第七七の二、第七七条の三、第七七条の四、第七七条の五を追加する。

『第七七条の二

被保険者が拠出金を一八〇か月以上にわたって納付した場合、満五五歳になった月の翌月から老齢年金を受け取る権利を有する。ただし満五五歳となり、かつ第三八条または第四一条に基づき被保険者としての資格を失っていない者は、資格を失った月の翌月から権利を有する。

被保険者が一八〇か月に満たない期間しか拠出金を納付しておらず、かつ第三八条または第四一条に基づき被保険者の資格を失った場合は、その者は功労金を受け取る権利を有する。

第七七条の三

老齢年金を受け取った者が被保険者に再びなった場合は、その者が第三八条または第四一条に基づき被保険者の資格を失うまで、老齢年金の給付を休止する。

死亡以外の事由で被保険者の資格を失った場合は、その者は老齢年金を受け取る権利を有する。

被保険者が死亡により被保険者の資格を失った場合、第七七条の四に基づく相続人が功労金を受け取る権利を有する。

第七七条の四

第七七条の二に基づき老齢手当を受け取る権利を有する被保険者が、手当を受け取る前に死亡した、あるいは老齢年金の給付を受けていた者が、老齢年金の受給権を得た月から六〇か月以内に死亡した場合は、その者の相続人が功労金を受け取る権利を有する。

第一段落に基づく相続人は以下のとおり。

(一)養子または他人に養子に出した子を除く合法的な子が二の比率で受け取る。もし被保険者に三人以上の子がいる場合は三の比率で受け取る。

(二) 夫または妻が一の比率で受け取る。

(三) 存命中の父母、あるいは父または母が一の比率で受け取る。

相続人がいない、あるいは相続人がいたが死亡していた場合、第七七条(二)に従い権利を持つ者
の間で分配する。

第七七条の五

被保険者が第七一条に基づく収入補償手当と老齢年金を同時に受け取る権利がある場合、第七一
条に基づく収入補償手当と功労金を受け取ることができる。

被保険者がすでに老齢年金を受けており、その後、第三八条第二段落に規定された期間内に障害
者となった場合、老齢年金の給付を休止し、代わりに功労金が給付される。このとき障害者となる前に
老齢年金として受け取った金額は、その者が受け取りの権利のある功労金から控除され、基金に納入
される。